

○総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の規定に基づき、並びに電波法を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

総務大臣 石田 真敏

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表(第三条関係)		改正後	改正前			
法令名	条項					
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)	第六條の二の二、第三十二條の九の二(第四十五條の二において準用する場合を含む。)、第三十四條の四、第四十一條の五、第四十一條の六、第四十三條第一項から第三項まで、第四十三條の二、第四十五條の三第二項、第四十六條第一項(第四十六條の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六條の八第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の六、第五十一條の八、第五十一條の十から第五十一條の十の三まで、第五十一條の十の六第一項から第三項まで、第五十一條の十一、第五十一條の十一の二、第五十一條の十一の二の三並びに第五十一條の十一の二の四	第六條の二の二、第三十二條の九の二(第四十五條の二において準用する場合を含む。)、第三十三條第七号、第三十四條の四、第三十八條第四項及び第五項、第三十九條第二項、第四十一條、第四十一條の五、第四十一條の六、第四十二條から第四十三條まで、第四十三條の三、第四十五條の三第二項、第四十六條第一項(第四十六條の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六條の八第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の五、第五十一條の六、第五十一條の八、第五十一條の十から第五十一條の十の三まで、第五十一條の十の六第一項から第三項まで、第五十一條の十一、第五十一條の十一の二、第五十一條の十一の二の四	無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)	第五條、第七條第三項、第八條第一項(第十一條第三項、第十二條第四項、第二十条の三第六項、第二十条の三の二第六項及び第二十条の三の三第五項において準用する場合を含む。)、第八條の二、第九條(第二十條の十二第一項において準用する場合を含む。)、第十條、第十一條第一項、第十二條第一項(第二十五條第一項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項、第十四條第一項(第二十条の十二第一項において準用する場合を含む。)、第十五條の二の二第一項、第二項及び第三項(第十六條の二第六項及び第二十五條第七項において準用する場合を含む。)、第十六條第一項、第二十条の二第二項(第二十条の十二第二項及び第二十八條の三において準用する場合を含む。)、第二十条の三第一項(第二十條の十二第二項において準用する場合を含む。)、第二十条の三の二第二項(第二十条の十二第二項において準用する場合を含む。)、第二十条の三の三第一項、第二十条の八第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項(電波法第十六條第二項に規定する届出に係る部	無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)	第五條、第七條第三項、第八條第一項(第十一條第二項、第十二條第三項、第二十條の三第六項、第二十條の三の二第六項、第二十條の三の三第五項及び第二十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二、第九條(第二十條の十第一項において準用する場合を含む。)、第十條、第十一條第一項、第十二條第一項(第二十五條第一項において準用する場合を含む。)、第十三條、第十四條第一項(第二十条の十第一項において準用する場合を含む。)、第十五條の二の二第一項、第二項及び第三項(第十六條第五項及び第二十五條第六項において準用する場合を含む。)、第十五條の三第三項(第十六條第五項及び第二十五條第六項において準用する場合を含む。)、第十六條第一項、第十六條の二、第二十條の二第二項(第二十條の十第二項、第二十五條の八及び第二十八條の二において準用する場合を含む。)、第二十條の三第二項及び第八項(第二十條の十第二項及び第二十五條の八で準用する場合を含む。)、第二十條の三の二第二項(第二十條の十第二項及び第二

	<p>分を除く。)、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の十一、第二十五条の十二(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十三第一項(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項(第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十九第一項、第二十五条の二十の二第一項、第二十五条の二十四第一項、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項(これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十八条の二第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の三(第三十一条の四及び第三十一条の五において準用する場合を含む。)</p>
<p>〔略〕 無線機器型式検定規則(昭和三十 六年郵政省令第四十号)</p>	<p>第四条第一項、第九条、第十二条第二項(通知する部分に限る。)、及び第十六条第二項</p>
<p>〔略〕 電波法による伝搬障害の防止に関 する規則(昭和三十九年郵政省令 第十六号)</p>	<p>第八条</p>
<p>〔略〕 特定無線設備の技術基準適合証明 等に関する規則(昭和五十六年郵 政省令第三十七号)</p>	<p>第三条第一項、第六条第四項及び第五項、第十七条第四項及び第五項、第二十五条第四項及び第五項、第三十三 条第四項及び第五項並びに第三十九条第二項、第八項及 び第九項</p>

	<p>五条の八で準用する場合を含む。)、第二十条の三の三第一項、第二十条の八第一項、第二十三条第一項(第二十五条の二十二において準用する場合を含む。)、第二十三條の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項から第三項まで(これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十一、第二十五条の十二(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十三第一項(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項(第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十九第一項、第二十五条の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項(これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二(第三十一条の三及び第三十一条の四において準用する場合を含む。)</p>
<p>〔同上〕 無線機器型式検定規則(昭和三十 六年郵政省令第四十号)</p>	<p>第四条第一項、第九条、第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項(通知する部分に限る。)、並びに第十六条第二項</p>
<p>〔同上〕 電波法による伝搬障害の防止に関 する規則(昭和三十九年郵政省令 第十六号)</p>	<p>第八条及び第十条</p>
<p>〔同上〕 特定無線設備の技術基準適合証明 等に関する規則(昭和五十六年郵 政省令第三十七号)</p>	<p>第三条第一項、第五条第一項、第六条第四項及び第五項、第九条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)、第十一條(第二十一条において準用する場合を含む。)、第十四条(第二十一条において準用する場合を含む。)、第十七条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第四項及び第五項、第二十九條(第三十七條において準用する場合を含む。)、第三十一条(第三十七條において準用する場合を含む。)</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	
	[同上]	()、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十九条第二項、第八項及び第九項

附 則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。